

平成30年度旭川市農業委員会第11回定例農地部会議事録

- 1 開催日 平成31年2月25日（月曜日）
- 2 開催時間 午後2時開会 午後2時30分閉会
- 3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館 2階 2・3号室
- 4 出席委員 18名
- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番・宿谷 昌一 | 2番・鷺尾 勲 | 3番・川上 和幸 | 4番・山口 喜松 |
| 5番・一宮 敏昭 | 6番・鹿野 直子 | 7番・松木 一幸 | 8番・笹田 文彦 |
| 9番・清水 利秋 | 10番・高倉 伸淳 | 11番・石尾 卓也 | 12番・滝川 岳雪 |
| 13番・宮嶋 睦子 | 14番・平 克洋 | 15番・吉田 清 | 16番・波能 隆 |
| 18番・鈴木 剛 | 19番・幅崎 勝良 | | |
- 5 欠席委員 17番・柿木 和恵
- 6 会議出席
事務局職員 津村 事務局 局長 加藤 事務局 次長 三浦 農地 係 長
井上 農地 係 主査 清原 農地 係 主査 長根 農地 係 主任
荒 農地 係 主任 武田 農地 係 主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録
署名委員 4番・山口 喜松 5番・一宮 敏昭
- 9 議事日程
- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第16条の要請について
 - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (4) 議案第4号 現地目証明願について
 - (5) 議案第5号 旭川農業振興地域整備計画について
 - (6) 議案第6号 農地法第51条第1項に該当する違反転用事案の北海道知事への報告について
 - (7) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (8) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
 - (9) 報告第3号 農地所有適格法人の報告について
 - (10) 報告第4号 農地法第4条の許可に係る工事進捗状況報告について

10 会議の概要

- 議長（鈴木 剛） ただいまから、平成30年度旭川市農業委員会第11回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は18名でございます。旭川市農業委員会部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（津村事務局長） 事務局。
- 御報告申し上げます。
- 本日の部会に、17番柿木委員から欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。
- 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 4番山口委員、5番一宮委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
- また、会議につきまして、発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（鈴木 剛） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
- 事務局から説明いたします。
- 事務局（清原 主査） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
- 御審議いただく全体の件数といたしまして、所有権移転が、東鷹栖地区で2件、西神楽地区で1件、江神地区で2件、東旭川地区で1件の計6件でございます。
- それでは、内容について御説明いたします。
- 番号1番につきましては、譲渡人が高齢のため、譲受人に農地を譲渡し、譲受人が経営規模拡大を図る案件です。
- 番号2番につきましては、譲渡人の希望により、所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営規模拡大を図る案件です。
- 番号3番につきましては、譲渡人の希望により、所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件です。
- なお、共有者のうち1名が既に死亡しておりますが、遺産分割協議が調わず、相続登記が未済となっているため、当該共有者の法定相続人全員からの申請をもって受理したものです。
- 番号4番につきましては、譲渡人が後継者である譲受人に貸し付けている農地を同人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件です。
- 番号5番につきましては、譲渡人が稼働力不足のため、所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件です。
- 番号6番につきましては、譲渡人が高齢のため、所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営規模拡大を図る案件です。
- お手元にある農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
- 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

- 委員（山口 喜松） はい、4番・山口です。
1番、2番につきまして補足説明します。
1番につきましては譲渡人が高齢のため、また、2番につきましては、譲渡人の希望により、譲受人が農地を取得して経営規模の拡大を図るということで、地域として問題ないと考えますので、よろしくお願ひします。
- 委員（吉田 清） はい、15番吉田です。
3番につきましては、譲渡人の希望により、所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図るということで問題ないと考えますので、よろしくお願ひします。
- 委員（一宮 敏昭） はい、5番一宮です。
4番、5番について補足説明します。
4番につきましては、譲渡人が後継者である譲受人に貸し付けている農地を同人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図るということで地域として問題ないと考えますので、よろしくお願ひします。
また、5番につきましては、譲渡人が稼働力不足のため、所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図るということで地域としては問題ないと考えますので、よろしくお願ひします
- 委員（鹿野 直子） はい、6番鹿野です。
6番については、譲渡人が高齢のため、所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営規模拡大を図るということで問題ないと考えますので、よろしくお願ひします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、番号1番ないし6番について、審議願ひます。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員
（「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第1号を異議なしと認め、許可することに決定いたします。

-
- 議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法第16条の要請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

- 事務局（清原 主査） 事務局。
日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法第16条の要請について」を御説明いたします。
御審議いただく件数といたしましては、東旭川地区の1件でございます。内容について御説明いたします。
申出者からあっせんの申出があり、議案の調整年月日の日付で認定農業者への利用関係の調整を行いました。が、不調に終わりました。
しかしながら、当該農地は集団的な農地であり、地区で選考した認定農業者以外に買受意向はなく、かつその者が一定期間賃貸借後の買受を希望しており、集積を図るためには農地中間管理機構（北海道農業公社）の特例事業による買入が必要と認められると利用関係調整会議で判断したことから、公社と申出者に対して買入協議を行う旨の通知をするよう旭川市長に要請することについて審議を求めるものでございます。
本日、この要請が決定されると、農業委員会から旭川市長に要請を行い、要請を受けた旭川市長は基本構想を基に認定農業者に集積する必要性を判断することになり、必要と判断した場合は、申出者と公社に買入協議の通知を行います。

なお、今後の手続につきましては、土地所有者は市町村から買入協議の通知が来た後、3週間あっせん対象地の譲渡制限が課せられ、その間に買

入協議を行うこととなります。

この協議が成立した場合、農地部会において土地所有者から公社への所有権移転に関する審議を行い、そちらが了承されれば、登記手続を農業委員会でを行います。そして、公社から申出者に代金の支払が行われた後、公社と認定農業者との間で5年若しくは10年の賃貸借を行うこととなります。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があれば、お願いします。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） それでは、番号1番について審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第2号を異議なしと認め、旭川市に要請することに決定いたします。

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主任） 事務局。

日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。

御審議いただく全体の件数といたしまして、所有権移転につきましては3件あり、地区ごとの件数といたしましては、東旭川地区が1件、永山地区が2件となっております。

賃借権等設定につきましては32件あり、地区ごとの件数といたしましては、東鷹栖地区が9件、永山地区が1件、西神楽地区が7件、東旭川地区が15件となっております。

集積面積は、94.01haでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

賃借権等設定の番号10番の案件につきましては、幅崎委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

○委員（幅崎 勝良） （退席）

○議長（鈴木 剛） それでは事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主任） 事務局。

それでは、内容について御説明いたします。

賃借権等設定の番号10番の案件につきましては、期間満了再設定によるものであり、借受人が賃貸借権を設定し、経営の安定を図るものでございます。

この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号に規定している旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、同項各号に定める利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（宿谷 昌一） はい、1番宿谷です。

賃借権設定の番号10番については、期間満了再設定の案件であり、借主が農地を賃借し、経営の安定を図るということで問題ないと考えますので、よろしくお願ひします。

- 議長（鈴木 剛） それでは、賃借権等設定の番号10番について審議願ひます。
御意見、御質問ござひませんか。
- 委員
（「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がござひませんので、賃借権等設定の番号10番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（幅崎 勝良） （着席）
- 議長（鈴木 剛） 幅崎委員が関係する案件について決定をいたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。
- 事務局（荒 主任） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
所有権移転の番号1番ないし3番の案件につきましては、農地売買等事業によるものであり、譲受人が所有権の移転を受けて経営の安定を図るものでござひます。
議事参与制限の1件を除いた、賃借権等設定の番号1番ないし9番及び番号11番ないし32番の内訳につきましては、期間満了再設定案件が、15件、老齢のため全地貸付ける案件が8件、借主変更案件が4件、参加法人への貸付ける案件が1件、稼働力不足のため一部貸付ける案件が2件、老齢のため一部貸付ける案件が1件となっております。
この計画につきましても、先ほどの案件と同様、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしてござひます。
以上でござひます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があれば、お願ひします。
- 委員（滝川 岳雪） はい、12番滝川です。
番号1番につきまして補足説明いたします。
番号1番につきましては、平成30年度第10回定例農地部会において決定いただき、あっせん申出のあつた農地について、公社と申出者に対して、買入協議を行う旨の通知を行うよう旭川市に要請をしたものです。
その後、北海道農業公社との買入協議が成立し、北海道農業公社へ所有権移転を行うものです。地区として問題ないと判断しましたので、よろしくお願ひいたします。
- 委員（宿谷 昌一） はい、1番宿谷です。
番号2番及び3番につきまして補足説明いたします。
番号2番及び3番につきましては、平成30年度第10回定例農地部会において決定いただき、あっせん申出のあつた農地について、公社と申出者に対して、買入協議を行う旨の通知を行うよう旭川市に要請をしたものです。
その後、北海道農業公社との買入協議が成立し、北海道農業公社へ所有権移転を行うものです。地区として問題ないと判断しましたので、よろしくお願ひいたします
- 議長（鈴木 剛） それでは、所有権移転の番号1番ないし3番、並びに賃借権等設定の番号1番ないし9番及び番号11番ないし32番について審議願ひます。
御意見、御質問ござひませんか。
- 委員
（「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第3号を異議なしと認め、計画を決定いたします。

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（長根 主任） 事務局。

日程第4議案第4号「現地目証明願について」御説明いたします。

東旭川地区で1件の願出があり、願出地の所在地区を担当する調査委員が現地確認をした結果は、表中程にあります現地調査欄に記載の利用状況となっております。

現地目証明事務処理要領第9条に基づき提案いたしますので、御審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（高倉 伸淳） はい、10番高倉です。

1番につきましては、従前から住宅1棟、車庫1棟として利用されており、農採地以外と判断しましたので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木 剛） それでは、議案第4号について審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がありませんので、議案第4号を「異議なし」と認め、証明することに決定いたします。

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第5議案第5号「旭川農業振興地域整備計画について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（井上 主査） 事務局。

日程第5議案第5号「旭川農業振興地域整備計画について」を御説明いたします。

議案第5号及び資料を御覧ください。

市町村が行う農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2において、「市町村長は農業委員会の意見を聴くものとする。」となっております。

その趣旨は、農業委員会が、市町村整備計画の推進に必要な農地の流動化等、農地の利用関係の調整といった集団化構造政策の推進上、重要な役割を担っていることにより、旭川市長からこの計画変更についての意見を求められているものです。

今回は、編入が6件の変更案となっており、計画変更について意見を求められているところでありますので、御審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があれば、お願いします。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） それでは、議案第5号について審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第5号を「異議なし」と認め、計画の変

更案が妥当である旨を旭川市長に回答することに決定いたします。

○議長（鈴木 剛） 続きます。日程第6議案第6号「農地法第51条第1項に該当する違反転用事案の北海道知事への報告について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（井上 主査）

事務局。

日程第6議案第6号「農地法第51条第1項に該当する違反転用事案の北海道知事への報告について」を御説明いたします。

まず、お手元の議案第6号の資料末尾にあります違反転用事案報告書を御覧ください。

では、違反の経緯について説明いたします。

違反転用者は、平成26年6月末から3年間、農業経営基盤強化促進法により当該農地を借り入れました。

その後、平成26年11月に違反転用者の元従業員から旭川市都市計画課へ通報があり、平成27年2月及び6月に農業委員会から違反転用者へ非農地に建築物を動かすよう違反の是正を口頭指導しましたが、違反転用者からは是正の報告がなく今日まで至ったものです。

次に、お手元の議案第6号の資料の表紙の次にある1枚目を御覧ください。

違反転用が発生した場所ですが、資料①位置図にあるとおり、JR旭川駅から南西に、およそ5kmのところにあります。

次ページの②地番図を御覧ください。

赤の実線で囲まれた部分が、違反転用された農地となります。

次ページの③土地利用計画図をご覧ください。

右下に記載されている利用権設定の地目別区分の内、田及び畑となります。赤色の実線で囲まれた農地6,374.85㎡について今回、違反報告をするものです。

なお、破線で囲まれた部分は農業振興地域内農用地区域外であり、その外側にある農用地区域内農地を農業用施設用地へ変更する予定となっています。

次ページから④現地を撮影した写真が12ページあります。

写真の次ページからは、違反が発生した5筆の土地の全部事項証明書の写しとなります。

末尾にある報告書は、違反転用の内容等について記載し、これを農地転用の許可権者である北海道知事へ提出するものでございます。

報告書には、農業委員会の意見を付すことになっております。裏面の下段にあります「農業委員会の意見」の欄において、違反転用者は「違反転用については是正や図面の作成が大きく遅れたものの、農地法に対する認識不足を認め深く反省している。全て農業用施設の転用であり、」違反転用者が「周りの農地を取得する意向であることから、農地に原状回復させるよりは、農業経営に必要不可欠なものとして農地転用の許可を得て事業を行うことが有効な土地利用と判断されるため、追認で処理することはやむを得ないと考える。」と記載して、北海道知事へ提出するものであります。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があれば、お願いします。

○委員（清水 利秋）

はい、9番清水です。

番号1番について補足説明します。

この土地につきましては道路及び違反者が利用する他の農地で囲まれて

いる土地です。

違反者は現在、神居地区を中心に、およそ32haを耕作する、農地所有適格法人であります。

違反の内容については、羊の飼育のため農業用施設を設置したものです。詳細な内容は事務局の説明のとおりであり、北海道知事に対して違反報告をすべきと考えます。

なお、違反者は今回の転用違反について、農地法に対する認識不足を認め、違反してしまったことを深く反省しております。地域としても意見書案のとおり、追認で処理することは、やむを得ないと考えます。よろしくお願いします。

○議長（鈴木 剛） それでは、議案第6号について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第6号を「異議なし」と認め、違反転用事案報告書を知事に送付することに決定いたします。

○議長（鈴木 剛） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第7報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（清原 主査） 事務局。
日程第7報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、東鷹栖地区で1件、東旭川地区で6件、合計7件の届出があり、届出の内訳としましては、全て相続による取得でございます。

これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告をいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。
○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第1号を終わります。

○議長（鈴木 剛） 次に、日程第8報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（長根 主任） 事務局。
日程第8報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」は、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で2件、西神楽地区で1件、永山地区で2件、江神地区で1件、東旭川地区で2件の合計8件あり、これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。
○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第2号を終わります。

○議長（鈴木 剛） 次に、日程第9報告第3号「農地所有適格法人の報告について」事務局から説明いたします。

- 事務局（武田 主任） 事務局。
日程第9報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。
本件につきまして報告書の提出があった法人は、1番から6番の6法人でございます。これらの法人につきまして別添資料「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件の全てを満たしていることを確認いたしました。
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。
○委員 （「なし。」の声あり。）
○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第3号を終わります。

○議長（鈴木 剛） 次に、日程第10報告第4号「農地法第4条の許可に係る工事進捗状況報告について」事務局から説明いたします。

- 事務局（井上 主査） 事務局。
日程第10報告第4号「農地法第4条の許可に係る工事進捗状況報告について」御説明いたします。

議案の34ページを御覧ください。

報告案件は1件でございます。

本件転用につきましては、平成29年度第6回定例農地部会において審議し決定いただき、その後、平成29年11月15日付けで北海道知事から許可がありました。

しかしながら、平成31年1月17日に申請者から、天候不順や人手不足により工事の完了予定日を平成30年12月31日から平成31年11月30日に延期したいとの申出を受けたことから、工事進捗状況報告を北海道知事に提出したものであります。

なお、北海道知事への提出に当たり、事業計画変更は不要であることを上川総合振興局に確認しておりますので、合わせて御報告いたします。

以上でございます。

- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。
○委員 （「なし。」の声あり。）
○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第4号を終わります。

-
- 議長（鈴木 剛） 以上で本日の提出議案の審議を全て終了いたします。
これをもちまして、平成30年度旭川市農業委員会第11回定例農地部会を閉会いたします。